

中野区環境基本計画の改定に当たっての基本的
考え方と、同計画に盛り込むべき事項等について

(答申)

令和2年(2020年)7月
中野区環境審議会

<目次>

I	中野区環境基本計画改定に当たっての現状認識	12	
1	世界の動向	15	
2	国の動向	5	
3	東京都の動向	5	
4	中野区の動向	2	
II	中野区環境基本計画改定に当たっての基本的考え方	5	
1	中野区環境基本計画改定の考え方	5	
2	他の計画との整合性の確保	16	
3	中野区環境基本計画の期間及び改定時期	8	
4	SDGsの考え方の活用	6	
III	中野区環境基本計画に盛り込むべき事項	2	
1	区のめざす環境の姿	8	
2	基本となる目標の考え方	7	
3	重点的に取り組むテーマ	1	
4	テーマ別の取組の方向	5	
	区における今後の検討において留意すべき事項	7	
<	資料	>	7
1	諮問文	8	
2	第5期中野区環境審議会委員名簿	5	
3	第5期中野区環境審議会の開催状況	1	
4	関係規程	15	

I 中野区環境基本計画改定に当たっての現状認識

1 世界の動向

【パリ協定】

平成 27 (2015) 年 12 月に、国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21) で、「パリ協定」が採択されました。

パリ協定では、世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて、2°Cより十分低く保つとともに、1.5°Cに抑える努力を迫る「2°C目標」を掲げ、そのために今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出量を実質ゼロとする目標が盛り込まれています。一方、その目標を達成したとしても、気候変動による影響は避けられないため、その影響に対する適応策が重要とされています。

【持続可能な開発目標 (SDGs)】

平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットで、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、その中で、「持続可能な開発目標 (以下「SDGs」という。)」が国際目標として掲げられました。

SDGsとは、社会・経済・環境に関する様々な課題解決を目指す国際目標であり、持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成されています。

環境面では、エネルギー利用、持続可能な消費と生産、気候変動への対策、生物多様性の保全などのゴールが設定されています。これらのゴールの目標達成に向け、政府のみならず、地方自治体や企業、団体、市民が協力・連携していくことが重要とされています。

2 国の動向

【第五次環境基本計画】

平成 30 (2018) 年 4 月に、第五次環境基本計画が閣議決定されました。本計画は、SDGs、パリ協定採択後に初めて策定された環境基本計画です。

SDGsの考え方も活用し、分野横断的な6つの「重点戦略」を設定し、環境政策による、経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーションの創出や、経済・社会的課題の「同時解決」を実現していくこととしています。重点戦略の中で、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を示し、地域毎に自立・分散型の社会を形成し、地域の特性に応じて資源を補完し、支え合う取組を推進していくこととしています。

【地球温暖化対策計画】

平成 27 (2015) 年 7 月に、2030 年以降の温室効果ガス削減に向けた目標を定めた「日本の約束草案」や、同年 12 月に採択されたパリ協定を踏まえ、平成 28 (2016) 年 5 月に「地球温暖化対策計画」が閣議決定されました。

この計画では、温室効果ガスの排出量を令和 12 (2030) 年度において、平成 25 (2013) 年度比 26.0%減の水準にするという中期目標を掲げ、徹底した省エネルギーの推進、再生

可能エネルギーの最大限の導入、技術開発の一層の加速化や社会実装、ライフスタイル・ワークスタイルの変革などにより、地球温暖化対策と経済成長を両立する社会を目指しています。

【気候変動適応法、気候変動適応計画】

気候変動によるさまざまな影響に対し、政府全体として整合のとれた取組を総合的かつ計画的に推進するため、平成 27（2015）年 11 月に「気候変動の影響への適応計画」が閣議決定されました。

さらに、平成 30（2018）年 6 月に「気候変動適応法」が成立し、同年 12 月に施行されました。また、平成 30 年（2018）年 11 月には農業や防災等の各分野の適応を推進する「気候変動適応計画」が閣議決定されました。

【パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略】

令和元（2019）年 6 月に、パリ協定に基づく温室効果ガス排出量の削減に向けた長期的な戦略として、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」が閣議決定されました。

この戦略では、今世紀後半のできるだけ早期に、最終到達点としての「脱炭素社会」の実現を目指すことが示されています。また、2050 年までに 80%の温室効果ガスの削減に大胆に取り組むため、エネルギー、産業、運輸、地域・くらし等の各分野のビジョンとそれに向けた対策・施策の方向性が示されています。

【エネルギー基本計画の策定】

2030 年の長期エネルギー需給見通しの実現と、2050 年を見据えた第五次エネルギー基本計画が平成 30（2018）年 7 月に策定されました。この計画では、2050 年に向けて、エネルギー転換、脱炭素化への挑戦が掲げられています。

3 東京都の動向

【東京都環境基本計画】

平成 28（2016）年 3 月に「東京都環境基本計画 2016」が策定されました。この計画では、目指すべき東京の都市像として「世界一の環境先進都市・東京」を掲げ、「最高水準の都市環境の実現」・「サステナビリティ」・「連携とリーダーシップ」の視点により、5 つの政策を展開しています。

2030 年までの目標として、2000 年比で、温室効果ガス排出量を 30%削減、エネルギー消費量を 38%削減、再生可能エネルギーによる電力利用割合を 30%程度にすることなどが設定されています。

【コンパクト・オブ・メイヤーズ（首長誓約）】

平成 27（2015）年 10 月から、気候変動対策として世界最大規模の都市間連携となる「コンパクト・オブ・メイヤーズ（首長誓約）」の取組に参加しています。

これにより、キャップ・アンド・トレードといった先駆的な環境施策で培ってきた経験やノウハウを世界の大都市と共有するなど、地球規模の環境問題の解決に積極的に取り組

んでいます。

【ゼロエミッション東京戦略】

令和元（2019）年12月に、「ゼロエミッション東京戦略」が策定されました。

戦略策定の3つの視点として、「気候変動を食い止める緩和策と、既に起こり始めている影響に備える適応策を総合的に展開」、「資源循環分野を本格的に気候変動対策に位置付け、郊外のCO₂削減にも貢献」、「省エネルギー・再生可能エネルギーの拡大策に加え、プラスチックなどの資源循環分野や自動車環境対策など、あらゆる分野の取組を強化」が示されています。

4 中野区の動向

【中野区環境基本計画の推進】

平成28（2016）年3月には、平成28（2016）年度から令和7（2025）年度までの10年間を計画期間として、中野区環境基本計画を改定しました。この中で、中野区のエネルギー消費量について、平成24（2012）年度の消費量（10,863TJ）と比較して、令和2（2020）年度に5.3%削減（574TJ）、令和7（2025）年度に15.2%削減（1,654TJ）することを目標として掲げています。令和元（2019）年5月には、特別区長会等からオール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」による温室効果ガス排出量（推計）算定結果が公表されました。この中で、平成24（2012）年度実績と比較して、平成28（2016）年度に11.1%削減（1,203TJ）されており、令和2（2020）年度までの目標を達成しています。

【中野区地球温暖化防止条例】

平成23（2011）年7月には、中野区地球温暖化防止条例を施行し、区、区民等及び事業者の努力義務を定め、地球温暖化を防止する4つの対策（再生可能エネルギー設備や省エネルギー性能の高い製品の導入、環境物品等の選択など）を推進しています。

【アクションプログラムの進捗管理】

中野区環境基本計画の中で目指す、将来像「環境負荷の少ない低炭素社会」の実現に向け、中野区環境基本計画で定める4つのプロジェクト（低炭素なまちづくりプロジェクト、地球環境にやさしい快適なライフスタイルプロジェクト、みどりを守り育てる都市緑化プロジェクト、大規模事業者としての区の率先行動プロジェクト）及び適応策（温暖化に伴う気候変動への適応）を推進するため、具体的な取組施策をアクションプログラムとして決めました。

中野区独自の取組である、なかの里・まち連携自治体と連携したカーボン・オフセット事業や、環境学習教材「なかのエコチャレンジ」の小中学校での活用、区有施設における環境負荷の少ない電力の使用への切り替え等の取組により、平成30（2018）年度には、二酸化炭素排出量を2,565.3トン削減しました。

【中野区基本構想及び中野区基本計画の推進】

平成 28 (2016) 年 3 月に、豊かな地域社会をつくりあげていくための基本理念となる、中野区基本構想を改定しました。これを受け、平成 28 年 (2016) 年 4 月に、中野区基本構想で描く将来像、「10 年後に実現するまちの姿」の実現に向けて、区が取り組むべき方策を明らかにした新しい中野をつくる 10 か年計画 (第 3 次) を策定し、取組を進めていきました。

新しい中野をつくる 10 か年計画 (第 3 次) の中で、「地球環境にやさしいライフスタイルと気候変動への適応等の推進」が施策として定められ、区内のエネルギー消費量を平成 32 (2020) 年度に 10,289TJ とする目標値が設定されていますが、平成 28 (2016) 年度の実績が 9,660TJ となり、令和 2 (2020) 年度までの目標に達していることが示されています。

平成 31 (2019) 年 4 月には、中野区基本構想審議会に「広範な区民の声を反映し、社会経済状況の変化や中長期的な社会動向、他地域の先進事例等を見据えた、中野区基本構想の改定にあたっての基本的な考え方及び盛り込むべき事項について」の諮問をし、令和元 (2019) 年 10 月に答申を受けました。これを受け、中野区基本構想及び中野区基本計画の策定について、検討が進められています。

【第 2 次中野区地球温暖化対策地方公共団体実行計画 (事務事業編) の推進】

地方公共団体は、地球温暖化対策の推進に関する法律において、地球温暖化対策地方公共団体実行計画 (事務事業編) を策定することが義務づけられており、区では、平成 26 (2014) 年に第 1 次中野区地球温暖化対策地方公共団体実行計画 (事務事業編) を策定しました。

その後、平成 28 (2016) 年 4 月に第 2 次中野区地球温暖化対策地方公共団体実行計画 (事務事業編) を策定しました。この中で、エネルギー使用量について、平成 24 (2012) 年度の使用量と比較して、令和 2 (2020) 年度に 10%削減、CO₂ 排出量については、電気使用に伴う CO₂ 排出係数を固定し、平成 24 (2012) 年度の排出量と比較して、令和 2 (2020) 年度に 10%削減することを目指し、達成に向けて取り組んでいます。

Ⅱ 中野区環境基本計画改定に当たっての基本的考え方

1 中野区環境基本計画改定の考え方

「Ⅰ 中野区環境基本計画改定に当たっての現状認識」に示した、世界、国、東京都及び中野区の動向を背景に、中野区環境基本計画を策定した当初とは大きく変動している状況を踏まえて、中野区環境基本計画を改定する必要があります。

地球温暖化対策をより総合的・統合的に実施し、関連対策の実効性を確保していく観点から、改定後の中野区環境基本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）と、気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画をも位置付けた、総合的な計画とする必要があります。

また、中野区環境基本計画の改定に当たっては、次の考え方に基づいて行う必要があります。

- ① 中野区環境基本条例第4条第1号から7号に掲げる事項を盛り込み、策定するものとする。
- ② 気候変動への適応及び持続可能な緩和策について区としての取組を充実させること。
- ③ 区民、事業者、区が連携・協働することにより、一体となって環境に関する施策を推進できるようにすること。
- ④ 重点的に取り組むテーマを明確にし、目標や指標を設け、進行管理を行うこと。
- ⑤ 中野区の基本計画の改定に合わせて、内容や計画期間等の整合を図ること。

2 他の計画との整合性の確保

中野区環境基本計画は、「中野区基本構想」及び「中野区基本計画」を実現するための個別計画であり、「中野区みどりの基本計画」、「中野区一般廃棄物処理基本計画」、「中野区都市計画マスタープラン」及び地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「中野区地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）」等と整合を図る必要があります。

3 中野区環境基本計画の期間及び改定時期

国の地球温暖化対策計画の中期目標においては、温室効果ガス排出量の削減目標を、令和12（2030）年度までとしています。また、東京都環境基本計画においては、温室効果ガス排出量の削減目標を、令和12（2030）年までとしています。

このことから、長期的な視点が必要であると考えられるため、中野区環境基本計画の期間は令和3（2021）年度を初年度とし、令和12（2030）年度までの10年間とすることが妥当であると考えます。また、何を達成するのか10年後を見据え、具体的な取組施策（アクションプログラム）を含めた計画とする必要があると考えます。さらに、中野区環境基本計画の効果的な推進に向けて、PDCAサイクルによる進行管理を行う必要があります。

なお、具体的な取組は社会経済状況の変化が激しい近年において、5年ごとに改定する中

野区基本計画と整合性を図るため、具体的な取組施策（アクションプログラム）や中野区環境基本計画本体の見直しも5年程度とすることが望ましいと考えます。

4 SDGsの考え方の活用

「持続可能な開発のための2030アジェンダ」と、その中に掲げられた「持続可能な開発目標」（SDGs）を受け、「第五次環境基本計画（環境省）」は、SDGsの考え方を活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化するとあります。国際社会の協力体制が求められる昨今の動向に鑑みて、改定後の中野区環境基本計画においても、長期的・間接的にSDGsの共通目標の考え方に貢献していくよう、区の目指す環境の姿を描き、取組施策を具体化していくことが大切です。

Ⅲ 中野区環境基本計画に盛り込むべき事項

1 区の目指す環境の姿

改定後の中野区環境基本計画において、区の目指す環境の姿には、次のような基本的な考え方が反映される必要があります。

【環境負荷の少ない持続可能なまちをつくれます】

脱炭素に向けた環境負荷の少ないライフスタイルや、ごみの減量・リサイクルの推進、みどりの保全・創出の推進などが、区民の生活や企業活動に根付いています。

【気候変動への適応策を推進します】

気候変動の影響によって、激甚化する災害や健康危機への対策が図られています。

【安全・安心な生活環境づくりを進めます】

都市の暮らしの中で、良質な生活環境が確保されるとともに、安全・安心な暮らしが守られています。

【人と人がつながり、新たな活力が生み出されるまちをつくれます】

区民、事業者、区が連携・協働することにより、一体となって環境に関する取組を行っています。

2 基本となる目標の考え方

中野区環境基本計画は「Ⅱ 中野区環境基本計画改定に当たっての基本的考え方」に示したとおり、他の計画との整合性を確保しつつ、重点的に取り組むテーマを明確にし、確保・達成すべき目標や指標を設定していく必要があります。

脱炭素型社会に関しては、温室効果ガス排出量の削減目標やエネルギー消費量の削減目標等を設定し、連携・協働に関しては、環境への理解・関心度などの目標等を設定していく必要があります。循環型社会や生活環境、都市緑化などに関しては、環境基準等の関係法令に定める目標・水準とともに、個別計画との整合性を確保しつつ、目標や指標を設定していく必要があります。

3 重点的に取り組むテーマ

現行の中野区環境基本計画では、中野区の目指す将来像の実現に向け、4つのプロジェクト

トとして「低炭素なまちづくりプロジェクト」、「地球環境にやさしい快適なライフスタイルプロジェクト」、「みどりを守り育てる都市緑化プロジェクト」及び「大規模事業者としての区の環境配慮率先行動プロジェクト」を設けています。

当審議会では、それらプロジェクトを念頭に置きつつも、中野区を取り巻く状況や今後の中野区が目指すまちの姿を踏まえ、5つの重点的に取り組むテーマとして「脱炭素型社会の推進」、「気候変動への適応」、「循環型社会」、「安全安心で快適な生活環境」、及び「都市緑化の推進」を設定し、さらに分野横断的なテーマとして「環境保全に係る連携・協働の促進」を加え、協議を進めてきました。なお、気候変動対策については、緩和策と適応策を同時に実施していく必要があると考えられるため、「脱炭素型社会の推進」及び「気候変動への適応」を一体的に取り組む必要があります。

今後、中野区環境基本計画の改定を進めるに当たっては、これら重点的に取り組むテーマで示した取組の方向性を踏まえ、現行の中野区環境基本計画が目指す環境像の実現に向けたプロジェクトについて、再編を検討する必要があります。

4 テーマ別の取組の方向

(1) 脱炭素型社会の推進

① 地球環境にやさしいライフスタイルについて

持続可能な消費と生産を実現するために、事業者に対し、徹底した省エネルギーの推進や、再生可能エネルギーの最大限の導入などのグリーンな経済システムの構築を推進するように協力を求めていく必要があります。

環境にやさしく健康で質の高い生活へと転換していくために、区民等に対し、再生可能エネルギーを利用した設備や省エネ性能の高い家電製品の利用、省エネルギー住宅の普及、食品ロスの削減等を推進していくための協力を求めていく必要があります。

なお、昨今、社会に拡大してきたテレワークや時差通勤などにおける環境負荷低減への効果を検証しつつ、地球環境にやさしいライフスタイルへ転換していく視点も重要であると考えます。

② 脱炭素なまちづくりについて

日常的な環境配慮の取組に加え、都市開発や基盤整備などまちの大きな転換点においては、都市の脱炭素化に向けた取組を推進していく必要があります。

実現にあたっては、都市計画マスタープラン等の関連計画に加え、都市開発や基盤整備におけるガイドライン等により、環境に配慮した開発・整備を誘導し、脱炭素まちづくりを推進していく必要があります。

③ 交通政策について

区の交通政策に関する基本方針を策定していく上において、脱炭素型社会を目指した方向性を盛り込む必要があります。

④ 区有施設における取組について

区民・事業者の参考となるような先進的なCO₂削減の取組を推進していく必要があります。

経年劣化によりエネルギー消費効率が低下している設備の更新を計画的に実施し、省

エネルギー性能の高い設備の導入を検討していく必要があります。

区全体での環境マネジメントシステムの取組や省エネ活動推進への職員意識の向上に資する取組を地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）に盛り込む必要があります。

新区役所を含めた区有施設の整備にあたっては、環境性能に十分配慮し、地球環境への負荷を可能な限り低減するとともに、廃棄物の排出抑制と適正処理をしていく必要があります。

(2)気候変動への適応

気候変動による影響は避けられないため、緩和策と適応策を同時に実施していく必要があります。

今後、さらに激化することが想定される気候変動に対応するために、次の各分野における適応策を策定・推進していく必要があります。

① 自然災害対策の推進

流域対策、家づくり・まちづくり対策を組み合わせ、自然災害に強いまちづくりを検討していく必要があります。

水害の多発による災害廃棄物の発生が国内各地で頻発傾向にあるため、災害廃棄物処理計画を早急に策定する必要があります。

② 健康・生活に関する対策の推進

熱中症予防の普及啓発、イベント時の暑さ対策を拡充していく必要があります。

気候変動に伴う感染症などの広がりへの対応として、危機管理体制を強化していく必要があります。

③ 都市生態系に関する対策の推進

生物多様性への関心を高め、都市の生活に潤いを与える貴重な自然を大切にするための普及啓発について検討していく必要があります。

(3)循環型社会

① ごみの減量と発生抑制の促進

中野区全体から排出されるごみの減量を推進するため、区民や事業者が自身のライフスタイルや事業のあり方を見直し、入り口からごみの発生を抑え、資源を繰り返し利用する暮らしや事業活動が営まれるまちをつくる必要があります。

区の収集を利用している事業所を把握するとともに、不適正排出への指導を強化し、事業系ごみの減量と適正排出を進めていく必要があります。

そのためには、ごみの減量や資源化の協力を事業者に対して求めていく必要があります。

燃やすごみを減らしていくためには、食品ロス削減の取組も重要であり、区民、事業者や大学等との連携をさらに進めていく必要があります。

プラスチック対策については、レジ袋を含めたプラスチック製容器包装の使用抑制や資源にするための適切な分別排出の普及啓発により、区民や事業者への働きかけを推進していく必要があります。

② 適正なごみ処理の推進

安全で着実な収集・運搬を第一に考えたい一方で、より効率的で環境負荷を抑えたごみの収集と資源の回収を行う必要があります。

中間処理や最終処分は他区や東京二十三区清掃一部事務組合、東京都と連携を図りながら、環境負荷を抑えた処理・処分を行う必要があります。

(4)安全安心で快適な生活環境

① まちの美化・景観対策

まちの美化、良好な景観の保全に関する普及啓発などの取組を推進していく必要があります。

② 公害対策

公害対策に係る法令に基づく規制・指導・調査等を引き続き実施していく必要があります。

③ 外来生物・野生生物対策

衛生的で安心な生活環境が守られるまちを実現するために、引き続き外来生物・野生生物の防除及び対応方法等の普及啓発を実施していく必要があります。

(5)都市緑化の推進

① みどりの拠点とネットワーク形成

区内の公園数や公園面積などに対する区民の意見があるため、みどりの拠点形成について、今後も検討していく必要があります。

道路事業に伴う街路樹整備、既存の街路樹路線の適切な管理、沿道建築物の中高層化に伴う公開空地や屋上緑化の整備によって、みどりの軸の充実を期待できると考えます。まちづくり事業と連携した新たなみどりの軸の構築を検討していく必要があります。

② みどりの資源の保全と創出

民有地にあるみどりを良好な状態で維持・保全していくために、現在保護指定樹林等の所有者を対象に実施している助成制度や、落ち葉の回収を継続していく必要があります。

区民にとっての身近なみどりの確保のために、区立小中学校での緑のカーテンの設置や、環境教育の一環としての学級園の整備、区民に対する緑化助成等の充実に、今後も取り組んでいく必要があります。

(6)環境保全に係る連携・協働の促進

① 情報提供と意識啓発

アンケート結果によると、区の環境施策への要望については、環境に関する情報提供を求める割合が最も多くなっています。今後、区民・事業者がより情報を入手しやすいようにするには、引き続き、区報、パネル展示、通信紙・リーフレットの発行、アプリの配信、若年層に向けたSNSでの発信、外国人に向けた多言語での情報発信など多様な方法（媒体）を組み合わせる相乗効果を図るとともに、親しみやすいキャラクター・イラスト等の活用により視覚的効果を高めるなど、情報発信の効果的なあり方を工夫・検討していく必要があります。

また、区民の地域活動や自主的な環境配慮行動などの情報を収集して発信する双方

向型の広報を取り入れ、各自がよりよい選択ができるよう誘導する必要があります。

② 環境保全活動の推進

ア 環境保全に向けた産学官民での連携

町会や商店街、区民団体、教育機関など産学官民の協力による清掃美化活動など、環境保全活動を関係者と連携して推進していくことが大切です。まちなか避暑地や涼み処の開設、打ち水の実施、なかの里・まち連携自治体での森林学習・自然体験など、多様な体験及び学習の機会を事業者等と協力して区民に提供し、環境意識の醸成や担い手の育成につなげていく必要があります。

また、行政、区民、事業者が協力・連携し、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入などについて、効果的で多様な普及啓発を行い、発展させていく必要があります。

食品ロス削減の取組においては、家庭での取組への啓発を継続・発展させるとともに、飲食店や食品小売店等との連携・協力により削減事業を展開することで、区全体から排出されるごみの減量を推進していく必要があります。

イ 区民等に対する支援

区民団体の自主的な活動を促進し、豊かな地域社会の実現を目指すため、区民公益活動に関する助成制度などの支援を推進していく必要があります。

③ 環境教育・環境学習の推進

ア 学習機会の充実

幅広い世代に向けた環境を学習する機会を充実させる必要があります。地球温暖化及び気候変動の影響、省エネルギーに関する学習など、それぞれの世代に向けて、多様な学習の機会が確保されていることが大切です。

また、地域環境に関する学習講座、生活に身近なごみやリサイクルについて、ゲーム等を通して学べる「ごみ減量出前講座」や食品ロス削減を実践する「料理教室」、清掃車両を使用してごみが積み込まれる様子を観察したり分別等を体験したりといった座学以外の場、風水害や避難行動に関する知識の座談会など、生活者視点から持続可能な環境配慮が根付くようなきっかけを提供していくことが大切です。さらに、特に若い世代に向けてWEBを活用した普及啓発を行っていく必要があります。

イ 学校教育での環境学習の充実

持続的な発展が可能な社会を将来の世代に引き継ぐために、教育部門と連携を図りながら、幼少期からの環境学習を充実させ、子どもの社会参加意識を育む必要があります。子どもの主体性を引き出すことにより、保護者、家族への環境配慮習慣の伝播や、地域における環境配慮行動の波及に効果が期待されます。

学習指導要領で重視されているE S D（持続可能な開発のための教育）の理念を基盤とし、各学校の実態に応じて、SDG s（持続可能な開発目標）を意識した取組を推進していくことなどは、効果的で大切であると考えます。

区における今後の検討において留意すべき事項

以上、区が検討する中野区環境基本計画の改定に当たっての現状認識、基本的考え方、及び盛り込むべき事項について、整理しました。

現行では、中野区地球温暖化防止条例に基づく「地球温暖化防止対策審議会」と中野区環境基本条例に基づく「環境審議会」がそれぞれ設置され、機能しています。

これらの審議会は、中野区環境基本計画の進行管理について、計画の進捗状況を把握し施策を効果的に推進していくために、PDCAサイクルの点検・評価に関して審議し、見直した結果を、次の計画内容に反映するなどの役割を有しています。

改定後の中野区環境基本計画は、環境政策を総合的に実施し、実効性を確保していく観点から、地球温暖化防止と気候変動適応をも含めた総合的な環境基本計画の構成・内容にすべきと考えます。

つきましては、今回の中野区環境基本計画の改定を機に、主に地球温暖化対策について所掌する地球温暖化防止対策審議会と、環境保全等に関する施策を総合的に審議する機能をもつ環境審議会について重複等が生じていることから、審議会の在り方について整理・統合することが妥当であると考えます。このことについて、区において更なる検討を望むとともに、適切な対応を図っていくことを要望します。

< 資料 >

1 諮問文

31 中環環第 653 号
令和元年 6 月 7 日

中野区環境審議会会長 様

中野区長 酒井 直人

中野区環境審議会への諮問について

中野区環境基本条例第 11 条第 3 項及び同条第 6 項の規定に基づき、下記のとおり諮問いたします。

記

《諮問事項》

中野区環境基本計画の改定に当たっての基本的考え方と、同計画に盛り込むべき事項等について

《諮問理由》

第 3 次中野区環境基本計画（以下「基本計画」という。）は、2016 年 3 月、2016 年度を初年度とし 2025 年度までの 10 年間を計画期間として策定しました。策定後 3 年が経過し、この間に基本計画策定当初とは状況が大きく変化しました。

気候変動枠組条約の下採択された、地球温暖化対策の国際的枠組みを定めた「パリ協定」が 2016 年 11 月に発効しました。協定の目的の一つである気候変動の脅威に対応するため、2018 年 6 月に「気候変動適応法」が公布され、同年 11 月には「気候変動適応計画」を閣議決定し、温室効果ガス排出削減の緩和策と気候変動への適応策を並行して進めることとなりました。

また、国連総会において採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」と、その中に掲げられた「持続可能な開発目標」（SDGs）を受け、2016 年 5 月に内閣総理大臣を本部長、官房長官・外務大臣を副本部長、全閣僚を構成員とする SDGs 推進本部が設置されました。この本部の下で、同年 12 月には、今後の日本の取組みの指針となる「SDGs 実施方針」が定められ、その後「SDGs アクションプラン」が策定され、官民を挙げて課題に取り組むこととされています。

このような、国内外の状況を踏まえ、基本計画の改定が必要であると考えたものです。

併せて、区は、2020 年度に向けて、中野区基本構想の改定及び中野区基本計画の策定を進めています。上位計画である「中野区基本計画」と、目標とする姿や取り組み等について、整合性が図られたものとしていきたいと考えています。

以上の趣旨を踏まえ、基本計画の改定に当たっての基本的考え方と、同計画に盛り込むべき事項等についてご審議をお願いいたします。

2 第5期中野区環境審議会委員名簿

任期：令和元年6月7日～令和3年6月6日

(敬称略)

区分	氏名	所属等
学識経験者 (4名)	◎大沼 あゆみ	慶應義塾大学経済学部
	○田中 充	法政大学社会学部
	村上 公哉	芝浦工業大学建築学部
	小澤 はる奈	NPO法人 環境自治体会議 環境政策研究所
区民 (6名)	齋藤 明美	中野区町会連合会
	高橋 洋雄	中野区清掃協力会
	池内 裕子	中野区地域環境アドバイザー
	須藤 悦子	公募
	菊島 末夫	公募
	才勝 真紀	公募
事業者 (10名)	坂本 清隆	公益財団法人 日本環境協会
	横田 信博	公益財団法人 東京都環境公社
	河西 理恵	東京電力パワーグリッド株式会社 荻窪支社
	平田 和弘	東京ガス株式会社 東京中支店
	福嶋 豊	一般財団法人 住宅生産振興財団 積水ハウス株式会社
	荻野 法一	一般社団法人 次世代自動車振興センター
	関崎 陽子	株式会社丸井グループ
	星野 新一	中野区商店街連合会
	早船 時良	中野区造園緑化業協会
	寺崎 務	東京商工会議所中野支部

◎：会長 ○：副会長

合計20名

3 第5期中野区環境審議会の開催状況

(1) 検討経過

年月	会議等	検討内容
令和元年 6月7日	第1回 中野区環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 ・審議事項の諮問 ・中野区の現状及び環境行政の概要について ・第2期中野区地球温暖化防止対策審議会の審議報告について ・環境行動・意識調査（区民・事業者）の概要について
8月7日	第2回 中野区環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・中野区環境基本計画改定の基本的な考え方等について ・国際社会、国、東京都の動向について ・中野区の現状について ・2016年度温室効果ガス排出量（推計）算出結果について ・「環境」に関するアンケート調査の実施について
12月25日	第3回 中野区環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・中野区基本構想審議会答申について ・区における気候変動適応策調査結果について ・中野区環境基本計画 検討テーマについて
令和2年 2月10日	第4回 中野区環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・「環境」に関する区民・事業所アンケート結果報告について ・中野区環境基本計画 検討テーマについて ・答申の構成（案）について ・答申の取りまとめについて
6月11日 書面開催	第5回 中野区環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・中野区環境基本計画 検討テーマについて ・答申案について
7月20日	第6回 中野区環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・答申の決定について ・区長への答申

(2) 審議会事務局及び出席職員

＜事務局＞（6名）	
環境部長	岩浅 英樹（～令和2年3月31日）朝井 めぐみ（令和2年4月1日～）
環境部環境課長	波多江 貴代美
環境部 環境課	地球温暖化対策係職員
＜出席職員＞（18名）	
企画部基本構想担当課長	永見 英光
総務部施設課長	高田 班
総務部用地経理課長（～令和2年3月31日） 総務部経理課長（令和2年4月1日～）	吉沢 健一
総務部防災担当課長	山田 健二（令和2年4月1日～）
地域支えあい推進部地域活動推進課長	伊藤 政子（～令和2年3月31日） 小山 真美（令和2年4月1日～）
健康福祉部保健予防課長	水口 都季（令和2年4月1日～令和2年4月5日） 石崎 公一（令和2年4月6日～令和2年5月17日） 只野 孝子（令和2年5月18日～）
健康福祉部生活衛生課長	菅野 多身子
環境部ごみゼロ推進課長	伊東 知秀
清掃事務所長	川本 将史（～令和2年3月31日） 伊東 知秀（令和2年4月1日～）
都市基盤部都市計画課長	安田 道孝
都市基盤部道路課長	井上 雄城
都市基盤部公園緑地課長	細野 修一（～令和2年3月31日） 林 健（令和2年4月1日～）
都市基盤部交通政策課長	三王 徹哉（～令和元年7月11日） 安田 道孝（令和元年7月12日～令和2年3月31日） 村田 賢佑（令和2年4月1日～）
まちづくり推進部まちづくり計画課長	千田 真史
まちづくり推進部まちづくり事業課長	川野 英明（令和2年4月1日～）
まちづくり推進部中野駅周辺まちづくり課 中野駅新北口駅前エリア担当課長	石井 大輔（～令和2年3月31日） 小幡 一隆（令和2年4月1日～）
教育委員会事務局指導室長	宮崎 宏明
教育委員会事務局学校教育課長	石崎 公一（～令和2年3月31日） 板垣 淑子（令和2年4月1日～）
子ども教育部子ども教育施設課長兼 教育委員会事務局子ども教育施設課長	塚本 剛史

4 関係規程

中野区環境基本条例

平成10年3月27日

条例第19号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第8条)

第2章 区民、事業者及び区の協働(第9条・第10条)

第3章 環境の保全の推進(第11条—第14条)

第4章 環境審議会(第15条・第16条)

第5章 雑則(第17条)

附則

私たちのまち中野は、都心に近く、利便性の高い住宅都市として発展してきた。

しかし、都市化の進展により、みどりや水辺の減少、ひろばの不足、大気汚染などの問題も抱えている。

また、物質的に豊かで便利な私たちの生活やそれを支える産業活動は、資源の大量消費による廃棄物の問題などを生み出したばかりでなく、地球の温暖化やオゾン層の破壊をもたらすなどすべての生命及び生活の基盤であるかけがえのない地球の環境をも脅かしている。

今こそ、私たちは、地球の環境を視野におきながら、健康で安全かつ豊かな環境を享受する権利の実現を図り、持続的な発展が可能な社会を将来の世代に引き渡していかなければならない。

このような認識の下に、区民、事業者及び中野区は、これまで培ってきた環境の保全の

取組をさらに発展させ、協働して良好な環境を実現するため、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全についての基本理念を定め、区民、事業者及び中野区(以下「区」という。)の責務及び協働の取組を明らかにするとともに、環境の保全に関する基本的な事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、もって良好な環境を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境の保全 良好な環境を維持し、回復し、及び創出することをいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、次に掲げる事項を基本として行わなければならない。

- (1) 自然の循環を重視すること。
- (2) 人と他の生き物が共にすめる環境をつくること。
- (3) すべての資源を有効に活用すること。

(区の責務)

第4条 区は、環境の保全を図るため、次に掲げる事項に関し、総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

- (1) 公害の防止に関すること。
- (2) みどり、水、土壌、大気、動植物等からなる自然環境の保全に関すること。
- (3) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に関すること。
- (4) 人と自然との豊かなふれあいの確保に関すること。
- (5) 地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全に関すること。
- (6) まちの美化、良好な景観の保全に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減に関すること。

(区民の責務)

第5条 区民は、日常生活において、環境への負荷の低減を図るなど、環境の保全に自ら積極的に取り組むものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減を図るため必要な措置を講ずるなど、環境の保全に自ら積極的に取り組むものとする。

2 事業者は、その事業活動に関し、環境の保全に関する情報の提供を行うとともに、環境への負荷に関する情報の公開の求めに応じるよう努めるものとする。

(意見の申出)

第7条 区民及び事業者は、環境の保全に関

して区長に意見を申し出ることができる。

2 区長は、前項の申出があったときは、適切な措置を講ずるものとする。

(開発等における環境への配慮)

第8条 区民、事業者及び区は、開発等の行為を行うに当たっては、当該行為が良好な環境を創出する機会となるよう努めるものとする。

第2章 区民、事業者及び区の協働

(協働)

第9条 区民、事業者及び区は、自らの責務を果たすとともに、協働して環境の保全に努めるものとする。

(協働の取組)

第10条 区民、事業者及び区は、次に掲げる事項について協働して取り組むものとする。

- (1) 情報を相互に提供し、意見を交換すること。
- (2) 地域、家庭、職場、学校等の多様な場において環境学習及び環境教育の推進を図ること。
- (3) 青少年の自主性を尊重しつつ、青少年が環境の保全のため積極的に行動するよう支援すること。
- (4) 具体的な行動の日を設け、環境の保全について理解を深めること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全について必要な事項

第3章 環境の保全の推進

(環境基本計画)

第11条 区長は、環境の保全に関する施策を総合的に推進するため、中野区環境基本計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する目標
- (2) 環境の保全に関する施策の体系
- (3) その他環境の保全に関する重要事項

3 区長は、基本計画の策定に当たっては、あらかじめ中野区環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 区長は、基本計画の策定に当たっては、区民及び事業者の意見が反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。

5 区長は、基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(環境白書)

第12条 区長は、環境の実態を明らかにし、及び環境の保全に資するため、環境白書を作成し、公表するものとする。

(事業者への要請)

第13条 区長は、特に必要があると認めるときは、事業者に対して環境の保全についての要請を行い、報告を求めることができる。

(国、東京都等との協力)

第14条 区は、環境の保全を図るための広域的な取組を必要とする施策について、国、

東京都その他地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

第4章 環境審議会

(設置)

第15条 環境基本法(平成5年法律第91号)

第44条の規定に基づき、区長の附属機関として、中野区環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 基本計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する基本的な事項

3 審議会は、環境の保全に関し特に必要な事項について、区長に意見を述べることができる。

(委員)

第16条 審議会の委員は、20人以内とし、区民、事業者及び学識経験者のうちから区長が委嘱する。

第5章 雑則

(委任)

第17条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。

附 則

(省略)

中野区環境審議会規則

平成10年4月1日

規則第35号

(趣旨)

第1条 この規則は、中野区環境基本条例(平成10年中野区条例第19号)第15条に規定する中野区環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の任期)

第2条 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会は、会長が招集する。ただし、委員の全部が新たに委嘱された後の最初の審議会については、区長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(意見聴取)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、環境部において処理する。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、区長が定める。

附 則

(省略)